

債権総論1

第3回(債権・債務の目的)

明治学院大学法学部教授
加賀山茂

- 六法とノートを用意してください。
 - 条文が出てきたら必ず六法で確かめましょう。
 - 疑問点は、ノートに書きとめ、理解できたら、メモを追加しましょう。
 - そのノートがあれば、定期試験の準備が楽になります。
 - しかも、そのノートは、あなたの一生の宝になることでしょう。



債権総論1 目次

→[債権体系図](#)

→[総論体系図](#)

■ 債権の目的

- [債権・債務の目的と目的物](#)
 - [債権とは何か](#)
 - [物とは何か, 民法85条の立法理由](#)
 - [債権の目的と債権の目的物の区別](#)
- 債務の種類
 - 種類債権と特定物債権とタール事件
 - 金銭債権と貨幣, 電子マネー, クレジットカード決済, 預金通貨
 - 選択債権と選択債務
 - 結果債務と手段の債務の立証責任

■ 債務の対内的効力

- 債務の不履行
 - 三分説と二分説
- 債務不履行の救済
 - 履行の強制と民事執行法
 - タール事件と危険負担・契約の解除
 - 損害賠償
 - 帰責事由と予見可能性
 - 事実的因果関係と相当因果関係
 - 損害額の算定と差額説
 - 契約自由と損害賠償額の予定

■ 債務の対外的効力

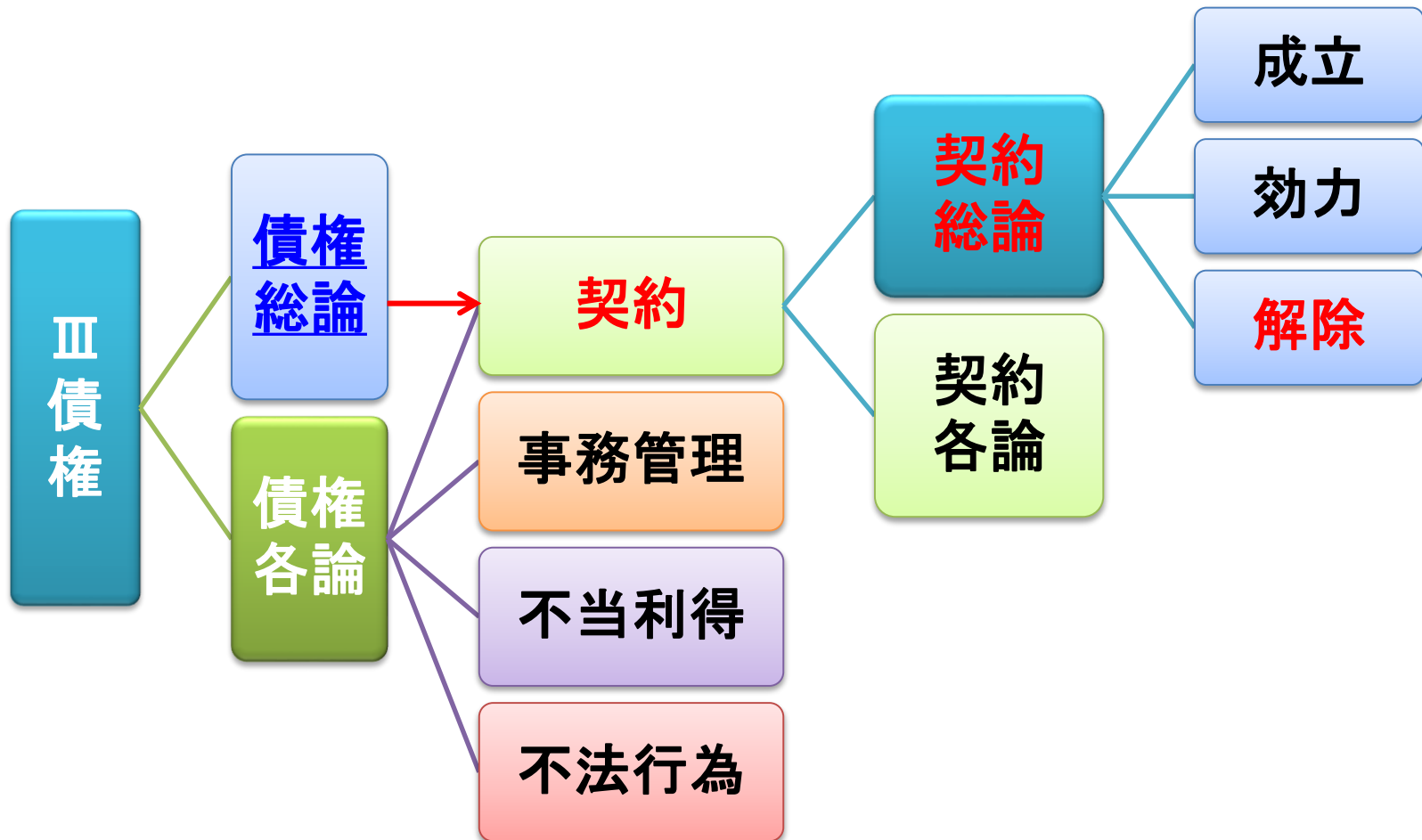
- 債権者代位権
 - 債権者代位権と債権差押え
 - 直接訴権
 - 債権者代位権の転用
- 詐害行為取消権
 - 詐害行為取消権の性質
 - 詐害行為取消権の要件
 - 詐害行為取消権の効果

■ 多数当事者の債権・債務関係

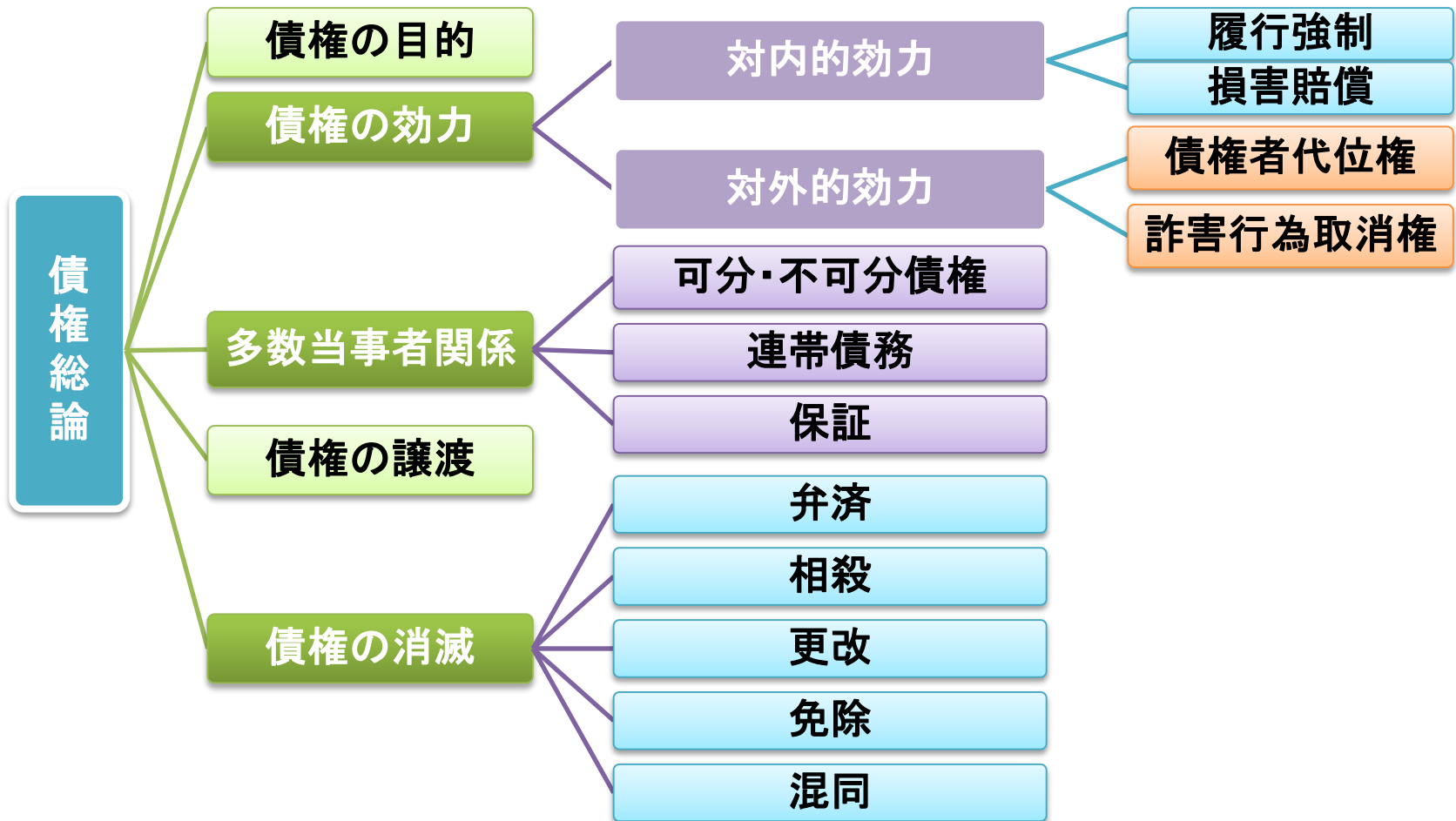
- 可分・不可分債権・債務
- 連帯債務
 - 連帯債務の本質, 相互保証理論
 - 連帯債務者の一人に生じた事由の効力, 不真正連帯債務
 - 求償の要件
- 保証
 - 保証の性質
 - 保証人の保護
 - 通常保証・連帯保証人の保護
 - 根保証の保証人の保護



債権総論の位置づけ



債権総論の内容 →位置づけ



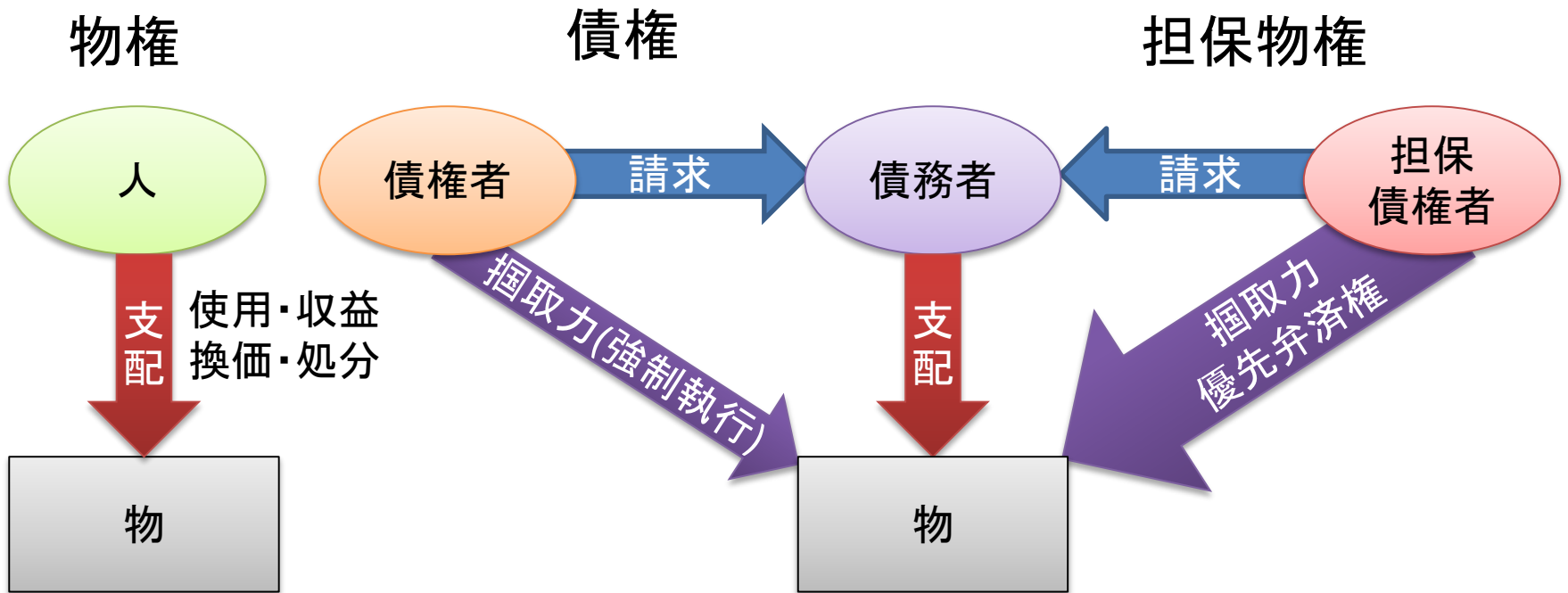
1. 債権・債務の目的

1. 債権・債務の目的とは何か?
2. 債権・債務の目的物とは何か?
 - Obligor + ought + to do + something.
3. 債権・債務の目的と目的物との区別の困難さ
4. 立法者による債権の目的と目的物の誤り
5. 現代語化の際の誤りの修正
6. 修正後も続く, 現行民法の立法の過誤
7. 誤りの原因としての「物」の定義とその課題



債権とは何か?

物権と債権と担保物権との区別



物の定義の変遷 → [立法理由](#)

旧民法財産編 第6条

■ ①物に**有体**なる有り**無体**なる有り。

■ ②有体物とは人の感官に
触るるものを謂ふ。即ち地所、
建物、動物、器具の如し。

■ ③無体物とは智能のみを
以て理会するものを謂ふ。
即ち左の如し。

■ 第一 物権及び人権〔債権〕

■ 第二 著述者、技術者及び発明者の権利

■ 第三 解散したる会社又は清算中なる共通
に属する財産及び債務の包括



現行民法 第85条

■ この法律において「物」とは、
有体物をいう。



1. 民法85条の立法理由

(広中俊雄編著『民法修正案〔前三編〕の理由書』有斐閣)

- [旧民法]同編〔財産編〕第6条は、物の第一の区別として有体物と無体物との区別を掲げ、且、之が定義を下したり。
- 然れども、是亦**無益の条文**たるのみならず、其定義中には往往穩当ならざる点なしとせず。殊に**無体物を以て物権、人権其他の権利を謂ふもの**とし、常に物権、人権の**目的物たるもの**としたるは、**甚だ其当を得ず**。
- 其結果として、**債権の所有権なるものを認むるに至りては**(取〔財産取得編〕24, 68〔条〕)實に物権の何物たるを知ること能はざらしむ。此の如くんば、所謂人権なるものは常に物権の目的物に過ぎずして、結局、財産編第1条及び第2条の原則と**撞著〔矛盾〕するに至らん**。
- 本案は、左に掲ぐる如く、法律上、物とは単に有体物のみを指すことに定めたるに依り、右の条文〔**財産編第6条**〕は、**之を削除するを至当**と認めたり。



債権の目的と目的物との区別

	債務の主体	債務	債務の目的	目的物
英語	Obligor 債務者は	ought すべきである	to do ~することを	something 目的物に
日本語	債務者は	履行する 債務を負う	目的を	目的物に
具体例 (売買)	売主は	しなければ ならない	引渡しを	物品の
	買主は	しなければ ならない	支払いを	代金の

債権の目的と目的物との区別

	債務の主体	債務	債務の目的	目的物
英語	Obligor 債務者は	ought すべきである	to do ~することを	something 目的物に
日本語	債務者は	履行する 債務を負う	目的を	目的物に
具体例 (売買)	売主は	しなければ ならない	?	?

債権の目的と目的物との区別

	債務の主体	債務	債務の目的	目的物
英語	Obligor 債務者は	ought すべきである	to do ~することを	something 目的物に
日本語	債務者は	履行する 債務を負う	目的を	目的物に
具体例 (売買)	売主は	しなければ ならない	引渡しを	物品の
	買主は	しなければ ならない	?	?

債権の目的と目的物との区別

	債務の主体	債務	債務の目的	目的物
英語	Obligor 債務者は	ought すべきである	to do ~することを	something 目的物に
日本語	債務者は	履行する 債務を負う	目的を	目的物に
具体例 (売買)	売主は	しなければ ならない	引渡しを	物品の
	買主は	しなければ ならない	支払いを	代金の

民法現代語化(2004年)における 目的と目的物の区別と修正(1/4)

■ 旧条文

現代語化

■ 現行条文

→[419条](#), [行方](#)

■ 第402条〔金銭債権〕

- ①債権ノ目的物カ金銭ナルトキハ債務者ハ其選択ニ従ヒ各種ノ通貨ヲ以テ弁済ヲ為スコトヲ得但特種ノ通貨ノ給付ヲ以テ債権ノ目的ト為シタルトキハ此限ニ在ラス
- ②**債権ノ目的**タル特種ノ通貨カ弁済期ニ於テ強制通用ノ効カヲ失ヒタルトキハ債務者ハ他ノ通貨ヲ以テ弁済ヲ為スコトヲ要ス
- ③前二項ノ規定ハ外国ノ通貨ノ給付ヲ以テ**債権ノ目的**ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス

■ 第402条(金銭債権1)

- ①**債権の目的物**が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。
- ②**債権の目的物**である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。
- ③前2項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について準用する。

民法現代語化(2004年)における 目的と目的物の区別と修正(2/4)

旧条文

現代語化

現行条文

→ [402条](#), [行方](#)

■ 第419条〔金銭債務の特則〕

- ① **金銭ヲ目的トスル**債務ノ不履行ニ付テハ其損害賠償ノ額ハ法定利率ニ依リテ之ヲ定ム但約定利率カ法定利率ニ超ユルトキハ約定利率ニ依ル
- ②前項ノ損害賠償ニ付テハ債権者ハ損害ノ証明ヲ為スコトヲ要セス又債務者ハ不可抗力ヲ以テ抗弁ト為スコトヲ得ス

■ 第419条(金銭債務の特則)

- ①**金銭の給付を目的とする**債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。
- ②前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。
- ③第1項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

民法現代語化(2004年)における 目的と目的物の区別と修正(3/4)

現代語化前の教科書

我妻・債権総論(1964)20頁

- 民法の用例は一貫しない。目的物を目的という場合も少なくない(民法402条2項, 419条1項など)
 - 402条② **債権ノ目的**タル特種ノ通貨力弁済期ニ於テ強制通用ノ効力ヲ失ヒタルトキハ債務者ハ他ノ通貨ヲ以テ弁済ヲ為スコトヲ要ス
 - 419条① **金銭ヲ目的トスル**債務ノ不履行ニ付テハ其損害賠償ノ額ハ法定利率ニ依リテ之ヲ定ム但約定利率力法定利率ニ超ユルトキハ約定利率ニ依ル

現代語化以後の教科書

中田・債権総論(2011)23頁

- 目的と目的物は、条文上も区別されている(402条1項の本文と但書を比較せよ。2004年の民法典現代語化前は少し乱れがあった)
 - ① 債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。

民法現代語化(2004年)における 目的と目的物の区別と修正(4/4)

旧条文

現代語化

現行条文 → [行方](#)

■ 第422条〔損害賠償者の代位〕

- 債権者が損害賠償トシテ其**債権ノ目的タル物又ハ権利ノ価額ノ全部**ヲ受ケタルトキハ債務者ハ其**物又ハ権利**ニ付キ当然債権者ニ代位ス

■ 第422条(損害賠償による代位)

- 債権者が、損害賠償として、その**債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払**を受けたときは、債務者は、その**物又は権利**について当然に債権者に代位する。
- (問題)
 - 誤りを正すのに、「目的物」と訂正せずに、「目的」とした上で「**支払**」を追加した理由は何か？
 - 受寄者が寄託物を第三者に盗まれた場合を考えてみよう。問題は解決されているか？

目的と目的物の区別の行方

←民法85条が変わらない理由は何ですか（学生談）？

■ 民法85条は以下のように改正すべきである。

■ 民法 第85条(加賀山・改正案)

■ ①物とは、有体物又は無体物をいう。

- 一 有体物とは、人が管理することができるもののうち、固体、液体、気体をいう。
- 二 無体物とは、人が管理することができるもののうち、有体物でないものをいう。

■ ②所有権の目的物は、有体物に限定される。

- 民法の立法者が恐れた「債権の所有権」という概念矛盾は生じない。

■ ③所有権以外の権利の目的物は、有体物だけでなく、無体物とすることができる。

- 現代語化に際して「給付」や「支払」を挿入したが、そのような手段は不要であり、「目的」を「目的物」と変更するだけで済む。
- 民法362条は、「質権は、財産権を目的物とすることができる」と規定することができることになる。その他の立法上の「誤魔化し」も解消できる。
- 債権売買(債権譲渡)の目的物は、「債権」であるといってよい。



レポート課題の概要と趣旨

1. 債権の目的と目的物の区別の混同が訂正された箇所の検討
2. 民法の条文が訂正された理由の検討
3. 物権の目的と目的物の区別の混同の放置とその理由の検討
4. 目的と目的物の区別の混同の解決策の検討

レポート課題の内容

- 債権の「目的」と「目的物」の違いに関して、以下の項目についてレポート(A4版で4頁以内)を作成し、第7回目の講義(5月20日)までに提出すること。なお、レポート課題の講評は11回目の講義(6月17日)で行う。
- 1. 民法399条～422条までの範囲で、現代語化以前の民法の規定(旧条文)と現代語化された民法の規定(現行条文)とを対比してみると、**旧条文が「債権の目的」と「債権の目的物」とを間違っ**て規定していた箇所がある。その間違いの箇所をすべて指摘し、現代語化に際して、**どのように改正されたのか**、対照表を作成して明らかにしなさい。
- 2. 旧条文が、「目的物」を誤って「目的」としていた箇所について、「目的物」と修正せずに、現行条文が、あえて、「**目的**」を維持しながら、**誤りを訂正した箇所**がある。その理由は何か。
- 3. 物権については、目的と目的物の区別について改正がなされていない。
例えば、**民法343条(質権の目的)の質権の「目的」と、民法344条(質権の設定)の「目的物」とは、同じものを示しているはずである。**それにもかかわらず、民法の起草者が、あえて、**両者を「目的」と「目的物」とに区別した理由**は何か。民法362条(権利質の目的等)の「目的」が何かを検討することを通じて、考察しなさい。
- 4. 債権や物権の「目的」と「目的物」との違いについて、どうすれば問題が解決されるのか。
自らの見解(私見)をIRACで簡潔に表現しなさい。

活用すべき文献

- 民法の入門書(DVD付)
 - 加賀山茂『民法入門・担保法革命』信山社(2013)
- 民法(財産法)全体を理解する上での助っ人
 - 我妻栄=有泉亨『コンメンタール民法』[第3版]日本評論社(2013)
 - 金子=新堂=平井編『法律学小辞典』有斐閣(2008)
- 契約法全体についての概説書
 - 加賀山茂『契約法講義』日本評論社(2009)
- 債権総論の優れた教科書
 - 平井宜雄『債権総論』[第2版]弘文堂(1994)
- 債務不履行に関する文献
 - 平井宜雄『損害賠償法の理論』東京大学出版会(1971)
 - 浜上則雄「損害賠償における『保証理論』と『部分的因果関係の理論』」(1)(2・完)民商66巻4号(1972)3-33頁, 66巻5号35-65頁
- 債権者代位権・直接訴権, 詐害行為取消権, 連帯債務, 保証の文献
 - 加賀山茂『債権担保法講義』日本評論社(2011)